

2023年（令和5年）4月26日

弁護士会法律相談の利用を希望される皆様へ

栃木県弁護士会
会長 山下雄大



新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日より5類感染症へと感染症法上の位置づけが変更となります。

これを受けて、法律相談時のマスク着用については、令和5年5月8日より、5類感染症への引き下げを条件として、相談担当者、相談者双方ともマスク着用は完全に任意といたします。なお、基礎疾患を有する方、高齢者そのほかマスクの着用を希望する方が感染症予防のため自主的にマスクを着用すること、あるいは花粉症等アレルギー対策のためにマスクを着用することについては、相談担当者、相談者双方ともその自主性を尊重しますので、ご理解を賜りますようお願い致します。ただし、新型コロナウイルス感染症の発症後、国が配慮を求める期間（原則10日間）は着用をお願いします。

おって、体調不良、発熱等の場合、又は感染症罹患または発症後国が定めるもしくは推奨する待機期間を経過しない、医師の指示により自宅療養中である等の場合は相談日を変更される等してください。

以上の取扱いは下記の当会主催の法律相談において適用します。市町、社協等で行われる相談会については、実施主体の方針に従って下さい。また、感染状況、社会情勢等の変化に応じて変更する場合がありますので、ご理解のほどお願いいたします。

- ① 栃木県弁護士会館(宇都宮市明保野町1番6号)
- ② 大田原商工会議所(大田原市山の手1-1-1 皇漢堂ビル)
- ③ 小山市立生涯学習センター(小山市中央町3-7-1 ロブレ6階)
- ④ 栃木商工会議所(栃木市片柳町2-1-46)
- ⑤ 通二丁目奉公会館(足利市通二丁目2645-8)

以上